

魚津市告示第145号

魚津市B類疾病予防接種実施要綱を次のように定める。

令和6年8月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市B類疾病予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される高齢者等の予防接種（以下「予防接種」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、接種を受ける日において、別表に掲げるものとする。

2 高齢者の肺炎球菌感染症の対象者であった間に、長期の療養を必要とする疾病にかかった等の特別の事情により予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間に限り、予防接種の対象者とする。

(実施期間及び接種回数)

第3条 予防接種の実施期間及び接種回数は、別表に掲げるとおりとする。

(実施医療機関)

第4条 この要綱による予防接種を行う医療機関は、市長と予防接種に関する業務委託契約を締結した医療機関とする。

(予防接種費用の一部負担)

第5条 予防接種を受けた者（以下「被接種者」という。）は、当該予防接種を受けた医療機関の窓口で本人一部負担金を支払わなければならない。

(免除)

第6条 市長は、被接種者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本人一部負担金を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(周知等)

第7条 市長は、関係機関と連携の上、広報誌等により市民に予防接種の実施について周知を図るとともに、予防接種の促進に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(魚津市インフルエンザ予防接種実施要綱及び魚津市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱の廃止)

2 魚津市インフルエンザ予防接種実施要綱（平成15年魚津市告示第93号）及び魚津市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱（平成26年9月24日魚津市告示第77号）は、廃止する。

別表（第2条、第3条関係）

疾病	対象者	実施期間	接種回数
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	10月から翌年3月までの間で、市長が別に定める。	毎年度1回
高齢者の肺炎球菌感染症	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ただし、既に当該予防接種に係るワクチンを1回以上接種した者を除く。	4月から翌年3月まで	1回
新型コロナウイルス感染症	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	10月から翌年3月までの間で、市長が別に定める。	毎年度1回